

# 原告団ニュース

2024年4月1日 第17号(資料)  
女川原発再稼働差止訴訟原告団  
電話：090-7932-4291(日野)  
Fax：050-7554-1968  
saikadouno@gmail.com

控訴審第3回口頭弁論期のご案内

女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

## 1 第2回口頭弁論期日後の動き

去る2024年1月31日(水)14時、仙台高等裁判所第3民事部において、控訴審第2回口頭弁論期日が開催されました(原告団ニュース号外記載のとおり)。

同期日では、控訴人らとしては結審を目指して準備して臨みましたが、被控訴人は、控訴人が昨年11月2日に提出していた準備書面への反論に対し、十分な準備の機会があったにもかかわらず、2月末までに行いたいと回答しました。

そして、この被控訴人の反論に対して、控訴人らとしては、3月末までに反論を出して、第3回控訴審口頭弁論期日に臨むこととなりました。

## 2 控訴人ら第4準備書面の概要

(1) 上記のとおり、第4準備書面は、被控訴人第1準備書面に対する再反論を内容とします。

結論から申しますと、被控訴人の第1準備書面の特徴は、控訴人の主張への実質的反論を放棄している点にあります。そして、実質的反論を放棄せざるを得なかったのは、女川地域原子力防災協議会(作業部会)で、避難計画の根幹である「検査場所を開設できるかどうか」「バスの確保と配備ができるかどうか」をテーマにしないで審議したからであります。

(2) 人格権侵害の具体的危険の主張立証について

一審判決は、人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負う。女川原発において放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的な危険があることについての主張立証がなく、原告らの人格権侵害の具体的危険の存在を認めることはできない。等と判示しました。そして、被控訴人はこのような一審判決をなぞるように、「避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的な危険が認められる必要があるところ、その主張立証責任は控訴人らにある。」などと反論しました。

しかし、放射性物質を異常に放出するような大事故の具体的危険を主張・立証をしようがしまいが、大事故の可能性はあるかないかは無関係であります。また、深層防護第1層から第4層までがいつ、どのような原因と経過で破られ、大事故が発生するかを明らかにすることは、不可能であり、このことは、福島第一原発事故からも明らかとなっております。

さらに、「大事故があり得ること」の否定は、①福島第一原発事故の教訓の否定、②原発事故の本質(危険性)の否定、③原子力規制委員会前委員長の答弁(「防災を考える場合は、大規模な事故を起さるものは起さるものとして考えることが基本」等)の否定、④深層防護の正しい理解の否定、⑤第5層の防護自体の事実上の否定、第5層の防護自体の否定は原子力基本法第2条2項、3項(令和6年4月1日施行)違反、⑥「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定になります。

以上のとおり、被控訴人は人格権侵害の具体的危険の主張立証の命題について、一審判決をなぞるだけで、実質的反論を放棄しており、何ら控訴人らの主張には反論できていません。

(3) 女川地域原子力防災協議会の判断に看過し難い過誤や欠落があるか否かについて

女川地域原子力防災協議会(作業部会)の審議の最大の特徴は、避難計画の実効性に直結するテーマを敢えて外して議論している点にあります。

検査場所については、

- ① 検査場所を開設できるのか(開設の条件は何か、それを整えることはできるのか)。
- ② (検査場所を開設できるとしても)いつまでに開設できるのか。
- ③ 検査場所の継続期間(継続の条件が整っているのか)。

バスについても

- ④ 何台のバスが必要か。
- ⑤ そのバスを誰が確保するのか(確保できるのか)。
- ⑥ そのバスを配備できるのか(誰がどのように配備するのか)。

⑦ 添乗員(石巻市職員)を確保できるのか。  
という点について何ら議論検討していません。

①～⑦を作業部会のテーマにしないまま、「検査場所を開設できる」「バスの確保と配備ができる」という結論に至ったのであるから、女川地域原子力防災協議会の判断に看過し難い過誤や欠落があることは明らかです。

(4) 検査場所を開設できるか否かについて

検査場所を開設できるかどうかの第1のポイントは、開設の条件を確保できるかどうかであります。レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等がそれであります。今回の被控訴人からの反論から、それらはいずれも確保されていないことが明らかとなりました。資材、食料、宿泊施設を確保しなければ、要員の確保(同意の取り付け)も困難という具合に、相互に関連します。

第2のポイントは、それら開設の条件を、いつ検査場所に搬入・到着させることができるかです。被控訴人は、第1準備書面においても、搬入・到着については全く回答していません。正常な道路状況においても、検査場所の開設ができないので、能登半島地震のような自然災害と同時に大事故が起きた場合、道路の寸断の多発によって、検査場所の開設はなおのこと不可能となります。

上記のとおり、女川地域原子力防災協議会の作業部会で第1、第2のポイントが議論の対象になっていません。なぜなら、検査場所の開設の条件と搬入・到着時期が作業部会のテーマにならなかったからです。「

検査場所を開設できないにもかかわらず、開設できるということで令和2年3月25日に女川地域原子力防災協議会によって「具体的・合理的である」との確認がなされたのであるから、その確認に欠落と過誤があったことは明らかなのです。また、検査場所は開設できないので、開設を求めている原子力災害対策指針に反することも明らかです。

(5) バスの確保と配備ができるか否かについて

被控訴人は、控訴人が主張していた以下の点について、第1準備書面で何らの回答もしませんでした。

すなわち、

「緊急輸送に必要なバスのトータル台数(席数)を把握していない」

「バス事業者に協力を要請する責任について、県と協会との間に争いがあり、バス事業者に対する協力要請が(双方から)行われていない。必要なバスの確保が困難。配備も困難。」について

「厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間(「1日(始業時刻から起算して24時間)の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要」)(甲B11の7の3)内に事業所を出て、事業所に戻ることは不可能」について

「添乗員(市の職員)を確保していない。添乗員の役割も決められていない」について

「検査場所の開設とバスの確保との関係」について

また、被控訴人は、「宮城県災害対策本部には宮城県バス協会からリエゾンが派遣され、①宮城県がリエゾンを通じて宮城県バス協会に対し、どの一時集合場所に何台バスを手配して欲しいかを伝え、②宮城県バス協会が会員名簿等を踏まえて各会員であるバス会社に対し、順次要請に応じられるか、応じられる場合、いつ頃バスを到着させられるかを問い合わせ、③その結果を宮城県バス協会またはバス会社からリエゾンを通じて宮城県に連絡する、というのが基本的な流れになる」と主張しますが、担当窓口(リエゾン)は協会のどのような立場の人か、その立場の人は、自分が何をするか知っているのか等といった具体的事項について、県と協会との間で協議を積み重ねない限り、担当窓口(リエゾン)がバスの確保と配備を行うことは不可能ですが、県と協会の対立からすれば、このような協議は困難であり、バスの確保と配備は不可能と言わざるを得ません。

さらに、被控訴人は、「宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達することになる。」などと主張しますが、バス協会からのバスの提供が困難であることが判明してから隣接県等へのバスの提供要請の開始となるので、開始時期が遅れることは確実である上、隣接県の事業者には誰が要請するかが不明であり、要請するバスの台数も不明であり、さらに、バスが一時集合場所に到着する時間が問題であり、隣接県の事業者からも「運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業者に戻ることができるのか」との質問を受けることは確実であり、それらに回答できなければ、隣接県のバス事業者の了解を得られないことは明らかです。

以上を総合すれば、バスの確保と配備は困難という他ありません。

3 次回期日においては、控訴人らとしては、被控訴人の主張立証に対してすべて反論しており、また、再稼働が迫っている状況もあるので、裁判所に対し結審を迫るつもりでいます。同期日でも多くの傍聴をよろしくお願いいたします。

以上